

2021-22

Asian Future Leaders Scholarship Program

奨学生募集要項

国立大学法人京都大学

1. 趣旨

「Asian Future Leaders Scholarship Program」(アジア未来リーダー育成奨学金プログラム、以下 AFLSP) は、アジアの若者たちにアジアの大学へ海外留学をする機会を提供し、東アジア圏内の 5 都市に渡る 6 のパートナー大学を結びつけるアジア全域のイニシアチブである。本奨学金プログラムは、2014 年に、香港在住の篤志家である曹其鏞 (ソウ・キョウ: Ronald K. Y. Chao) 氏 (永新企業有限公司副会長兼取締役) が創設し、Bai Xian Asia Institute Limited (百賢亜洲研究院、以下 BXAI) によって運営されている。BXAI では、文化の多様性についての理解を深め、アジア及び世界の友好・発展に寄与する未来のリーダーを育成するというビジョンのもと、毎年 105 名の優れた学生に対して奨学金を附与することを目指している。京都大学を含む日本、中国、香港の 6 大学が重点大学 (Partner Universities) として選ばれ、それぞれが独立して AFLSP 奨学生の選考を実施している。

2. 支給額・支給方法

月額奨学金 約 15 万円 ※支給額は為替レート等により変動する場合がある。

授業料年額 535,800 円及び入学料 282,000 円相当額を別途支給する。

※月額奨学金は毎月学生本人の銀行口座に振り込む。授業料及び入学料相当額は払込受領証の提出を確認後、月額奨学金と合わせて支給する。

※奨学金は、毎月、所定の事務室に「在籍確認書」を提出しなければ受給できない。在籍確認書の提出が確認された者のみ奨学金が支給される。月の始めから終わりまで大学を離れる場合や休学及び長期欠席する場合は原則として奨学金は支給されない。

3. 支給期間

最長 2 年間 (延長不可)

※2 年目の支給については奨学金受給者の報告書及び学業・素行等をもとに大学または BXAI が総合的に判断のうえ、継続可否について決定する。

4. 採用予定人数

10 名程度

5. 応募資格及び選考基準

応募者は、下記のすべての条件を満たすこと

(1) AFLSP の趣旨に賛同し、誠実かつ正直であり、国際理解、異文化理解と親善、アジアの諸問

題に関心を持ち貢献を期する者

- (2) 日本以外のアジア地域の国籍を有し、奨学金受給時に在留資格「留学」を取得する予定の者
(日本と他の国籍の重国籍保持者の場合は、応募不可とする)
- (3) 応募時点で、満年齢 35 歳未満の者
- (4) 英語に堪能 (概ね TOEFL iBT90 点以上) で、高いプレゼンテーション能力を有する者
- (5) 以下の指定大学 (中国大陸の大学は、「全日制本科」であること) の学士学位を取得済み、もしくは奨学金受給時まで取得見込みであること

【中国】 北京大学・清華大学 (北京)・復旦大学・浙江大学・上海交通大学・西安交通大学・南京大学・中国科学技術大学・南開大学・武漢大学

【香港】 香港大学・香港中文大学・香港科技大学・香港理工大学

【台湾】 国立台湾大学・国立清華大学 (台湾)・国立交通大学・国立政治大学・国立成功大学

【韓国】 ソウル大学校・高麗大学校・延世大学校・韓国科学技術院

【シンガポール】 シンガポール国立大学・南洋理工大学

【ベトナム】 ベトナム国家大学ハノイ校・ダナン大学・フエ大学

【ブルネイ】 ブルネイ・ダルサラーム大学

【インドネシア】 インドネシア大学・バンドン工科大学・ガジャマダ大学・ボゴール農科大学

【マレーシア】 マラヤ大学・マレーシア国民大学

【フィリピン】 フィリピン大学

【タイ】 チュラロンコン大学・マヒドン大学・タマサート大学・カセサート大学

【インド】 インド工科大学ボンベイ校・インド科学大学院大学・ジャワハルラーネルー大学

【スリランカ】 コロンボ大学

- (6) 2021 年 10 月もしくは 2022 年 4 月に京都大学大学院の修士 (博士前期) 課程へ学位取得を目的として入学を希望し、奨学金受給期間中、京都大学の正規課程に在籍している者
- (7) 進学先の大学院での指導教員またはそれにあたる者の推薦を受けることができる者 (7. 応募書類 (4) を参照)
- (8) これまで AFLSP 奨学生として奨学金を受給したことがない者
- (9) 経済的援助を必要とする者
- (10) 心身ともに健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者
- (11) 他の団体等から奨学金やその他の資金援助を受けない者
- (12) フルタイムもしくはパートタイム等の収入を伴う労働に原則として従事しない者

6. 奨学生の義務

- (1) 奨学金受給中、プログラムの一環として開催される「BXAI Summer Program」(修士課程 1 年次、約 3 週間程度) やその他の交流行事等に参加すること。
- (2) 京都大学が提供する AFLSP 奨学生対象のプログラムに参加することを必須とする。詳細は AFLSP ウェブサイト (<https://www.aflsp.kyoto-u.ac.jp/>) 参照のこと。
- (3) 国際交流及び社会貢献活動等へ積極的に参加すること。
- (4) 学習報告書・活動報告書等を定められた期限までに提出すること。

7. 応募書類

※すべて英語で記載のこと。

※添付書類は PDF ファイルで提出のこと。ただし (5) については JPEG ファイルで提出のこと。

※自筆署名が必要な項目以外については、パソコン入力で作成すること。

- (1) 奨学金申請書 (指定様式) ※本人入力
- (2) 研究計画書
様式任意。研究の必要性、研究計画に至った経緯、学士課程の研究成果 (主要論文)、目的、方法、期待される成果等について言及すること
- (3) 現代におけるアジアの諸問題についての小論文
様式任意。A4 2 枚程度で作成。アジアに関する現代の問題点を 1 つ挙げ、その問題に影響を与える現在の要因と傾向を調べ、より平和で繁栄したアジアに貢献するために地元または地域の指導者がどのように介入すべきかについて現実的な策を提案してください。
- (4) 指導教員等の推薦状 (指定様式、1 通以上。2 通目以降は提出任意)
1 通目の推薦状は、進学先の京都大学大学院の指導教員の推薦状が望ましい。指導教員が未定などの理由で京都大学教員が記入できない者は、現在または直前まで在籍の大学・大学院の指導教員・またはそれにあたる大学教員等が記入すること。2 通目以降の推薦状作成者について指定は無い。1 名の推薦者につき各 1 通。
- (5) 応募者の写真 (最近 6 か月以内に撮影したもの。上半身、脱帽。JPEG ファイルにて提出のこと)
- (6) 語学能力証明書 (日本語能力試験、TOEFL 等) のコピー (該当する場合、日本語での記載可)
- (7) 卒業証書 (既に卒業している場合)
卒業大学より発行されたもの (※修士修了の場合は、学部と修士両方が必要)
- (8) 在籍証明書 (卒業見込みの場合)
大学の公印入りのもの
- (9) 成績証明書
大学の公印入りで、英語で作成したもの
- (10) 外国人留学生奨学金申請に係る同意書 (指定様式、日本語又は英語)
- (11) 京都大学大学院の合格証明書 (日本語での記載可。 ※応募時に提出できない場合、その旨を明記し、入手次第提出のこと。)
- (12) 在留カードのコピー (表裏)
- (13) 教育部学歴証書電子注冊備案表または教育部学籍在線検証報告 (※中国の指定大学出身者のみ)

8. 応募締め切り・方法

応募方法：申請書類を ZIP ファイルにまとめたものを下記の E メールアドレス宛に添付して提出。

E メールアドレス：AFLSP@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

応募期間：2021 年 3 月 1 日～2021 年 3 月 15 日 17 時 (日本時間)

必要書類 (ビデオ含む) を遺漏なく準備・作成の上、締め切りまでに提出すること。応募期間外の提出、

指定外の方法での提出、書類に不備のある場合には一切受理しない。また、提出書類は返却しない。

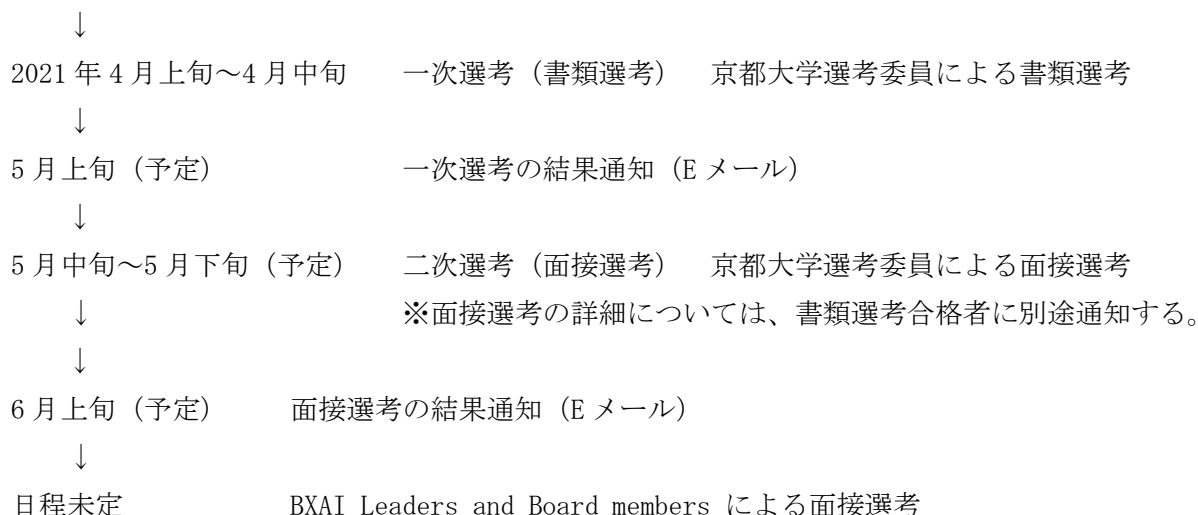
なお、奨学金の応募書類に記載する個人情報については、本奨学金事業以外の目的には利用されない。

9. 審査方法及び結果の通知

書類選考を通過した者に対して、面接選考を行う。

※面接選考は5月中旬に行う予定である。本学が指定した日時に必ず受けること。指定日時以外の面接には一切応じない。面接が受けられない場合は、不合格となる。

応募締切後



10. 奨学金の給付停止または終了

(1) 奨学金受給者が次のいずれか一つに該当した場合は、奨学金給付を打ち切る。

a. 休学・長期欠席または退学した場合

※事由が発生する少なくとも半年前には京都大学 教育推進・学生支援部 国際教育交流課 AFLSP 担当に通知すること。

b. 大学による懲戒処分等を受けた場合

c. 何らかの事情により、学業の継続及び修了が困難であると判断された場合

d. AFLSP の一環として実施される行事等に正当な理由なく欠席した場合

e. その他受給者としてふさわしくないと判断された場合

(2) 応募書類の記載事項に虚偽が発見された場合には、採用を取り消す。

11. 注意事項

(1) 応募時に虚偽の記載等により奨学金を不正に受給したと認められる場合等には、給付した奨学金の一部または全額の返還義務が生じる場合がある。

(2) 日本語及び英語の募集要項の解釈に疑義が生じた場合は、日本語の募集要項を正本とする。

12. 問合せ先

京都大学 教育推進・学生支援部 国際教育交流課 AFLSP 担当

〒606-8501 京都府京都市左京区吉田二本松町

メール: AFLSP@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

月～金: 9:00-17:00 (土・日・祝日は除く)

※問い合わせは日本語・英語のみで受け付ける。京都大学 AFLSP 以外に関わる問い合わせ、
選考結果に関する問い合わせには応じない。